

---

## 〇市原市建設コンサルタント等企画提案(プロポーザル)方式及び設計競技方式実施要綱

---

(目的)

第1条 この要綱は、市原市が発注する建設工事等に係る調査、設計等の委託業務の契約の相手方を企画提案(プロポーザル)方式又は設計競技方式により特定する場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「職務執行者」とは、市長又は別に定めるところにより、プロポーザル方式による契約方法を承認する事務を委任された者並びにこれらの事務を専決する権限を与えられた者をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式は、次の各号に該当する業務のうち、職務執行者が指定したものについて行う。

- (1) 都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施行計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (3) 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、密度流の二・三次元解析調査、技術・管理システム等の評価検討調査、既設施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務
- (4) 計画から設計まで一貫発注する業務
- (5) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務(次項の設計競技方式の対象とする業務を除く。)
- (6) その他プロポーザル方式に基づき執行することが適当であると市長が認める業務

2 設計競技方式は、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を特に重視する設計業務等で、市長が設計競技方式によることが必要であると認め、指定したものについて行う。

(指定手続)

第4条 前条の指定を受けるためには、当該業務を所掌する課長等(以下「業務所掌課長等」という。)が、設計承認伺の決裁後に、契約方法決議書を用い契約検査課長の合議を経た上で、前条第1項にあっては職務執行者、前条第2項にあっては市長の決裁を受けなければならない。

(参加者の要件)

第5条 プロポーザル方式又は設計競技方式に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止及び指名保留措置を、募集開始の日から締切日までの間に受けていない者
- (2) 募集開始の日から起算して、前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていない者又は前 6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していない者
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされている者
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされている者
- (5) 市原市に課税客体があるものにあつては、市税の滞納がない者
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がない者
- (7) その他必要とする要件を満たしている者

(企画提案審査会の設置)

第6条 業務所掌課長等は、プロポーザル方式により契約の相手方を特定しようとするときは、企画提案内容等の適否及び受託者を適正に選定するための企画提案審査会を設置しなければならない。

2 企画提案審査会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 技術提案書を特定するための評価基準
- (2) 技術提案書の提出を依頼する者の選定
- (3) 技術提案書の特定
- (4) 受託者の選定

第7条 企画提案審査会の審査員の数 は 7 名以上とする。

2 審査員は市職員とする。ただし、必要に応じ、学識経験者等を選任できるものとする。

3 審査員は職務執行者が選任する。

4 審査員の任期は当該業務の契約の相手方の選定をもって終了とする。

5 企画提案審査会の庶務は当該建設工事等に係る調査、設計等の委託業務の発注に係る課で行うものとする。

(公募による技術提案書の提出)

第8条 業務所掌課長等はプロポーザル方式又は設計競技方式により業務を発注しようとする場合で、技術提案書の提出を求める者を公募により選定しようとするときは、技術提案書の提出期限の前日から起算して概ね30日前に公募内容を、公示その他の方法により周知するものとする。

(指名による技術提案書の提出)

第9条 業務所掌課長等はプロポーザル方式又は設計競技方式により業務を発注しようとする

る場合で、技術提案書の提出を求める者を指名により選定しようとするときは、市原市入札契約事務審査委員会(以下「入札審査会」という)の審査を経て、技術提案書の提出要請書を送付することにより、技術提案書の提出を依頼するものとする。

2 前項の技術提案書の提出を求める者の選定に当たっては、原則として、測量・建設コンサルタント業務等の契約に係る入札参加資格審査に基づく入札参加資格の認定を受けている者の中から、市原市建設工事等指名業者選定要綱第4条及び第5条の選定基準に基づき、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、発注しようとする業務に関し十分な履行能力を有すると認められる者を、技術提案書の提出の意思を確認の上、3から5者程度を選定するものとする。

(技術提案書の内容)

第10条 業務所掌課長等は、技術提案書の提出要請書に次に掲げる事項を記載するものとする。

なお、第4号の技術提案書を特定するための評価基準については、別表を参考として、企画提案審査会が決定するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明
- (2) 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (3) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (4) 技術提案書を特定するための評価基準
- (5) 技術提案書の提出要請書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位
- (7) 契約書案、仕様書案
- (8) その他発注者が必要と認める事項

(技術提案書の特定)

第11条 業務所掌課長等は、提出された技術提案書について、前条第4号の技術提案書を特定するための評価基準に基づき、企画提案審査会の審査を経て、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。

2 業務所掌課長等は、前項により特定した技術提案書の提出者に対して「技術提案書の特定通知」により通知するものとする。

(非特定理由の説明)

第12条 業務所掌課長等は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という)を「技術提案書の選定結果通知書」により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(市の休日を除く。)以内に、書面により、業務所掌課長等に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

3 業務所掌課長等は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

4 前3項に掲げる事項については、技術提案書の提出要請書において明らかにするとともに、第2項に掲げる事項については、第1項の通知において明らかにするものとする。

5 第1項の通知は、前条第2項の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、第10条第4号の技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。

6 業務所掌課長等は、第3項の回答内容を企画提案審査会に報告するものとする。

(契約)

第13条 業務所掌課長等は、特定された技術提案書の提案者に対し、見積書を提出させて契約金額の交渉を行い、予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

2 予定価格が技術提案書の評価基準の項目に含まれる場合にあつては、記載した価格以下の見積書を提出させて、予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

(実施上の留意事項)

第14条 前条までのほか、プロポーザル方式の実施に当たっては、業務所掌課長等は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 技術提案書を提出する建設コンサルタント等が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は、学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記させるものとする。

(2) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、原則として提出者の負担とするものとする。

(3) 特定しなかった技術提案書は、提出者に返却するものとする。

(4) 提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。

(5) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に明記するものとする。

(7) 第1号から第5号までに掲げる事項については、技術提案書の提出要請書において明らかにするものとする。

(設計競技方式の実施要領)

第15条 業務所掌課長等は、設計競技方式により発注しようとする場合には、業務ごとに、少なくとも次の各号に掲げる内容を含んだ実施要領を定めなければならない。

(1) 発注の概要

ア 業務の概要

イ 公募又は指名による設計競技方式を採用する理由

(2) 提案を求める範囲

ア 設計提案の内容及び提出物

- イ 設計提案において検討すべき事項
- ウ 設計提案を作成するための前提条件
- (3) 提案の依頼及び提出方法
- ア 提案を求める者に必要な資格
- イ 提案の依頼の方法
- ウ 提案に係る質問の受付及び回答方法
- エ 提案の提出場所及び方法
- オ 提案に係る費用弁償の有無及び限度額
- (4) 審査方法
- ア 審査員
- イ 審査の基準
- ウ ヒアリングの有無及び方法
- エ 審査結果の発表方法
- (5) 実施日程
- (6) 実施体制
- (7) その他必要な事項

2 前項の実施要領は、契約検査課長の合議を経て、市長が定めるものとする。

(設計競技の実施)

第16条 業務所掌課長等は、設計競技を、前条の実施要領に基づき実施するものとする。

(報告)

第17条 事業担当課の長は、企画提案(プロポーザル)方式又は設計競技方式により受託者を決定したときは、速やかに契約検査課長に報告するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。